

模範定款例について

(注) この模範定款例は、関係者の準備に資するため、現時点での案を提示したものであり、今後変更がありえる。

○ 消費生活協同組合模範定款例比較表

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行	備考
<p>厚生省発社授発第4号 平成12年1月7日 一部改正厚生労働省発社授第1216003号 平成14年12月16日 一部改正厚生労働省発社授第0331017号 平成18年3月31日 一部改正厚生労働省発社授第0501001号 平成18年5月1日 一部改正厚生労働省発社授第 号 平成 年 月 日</p> <p>消費生活協同組合模範定款例</p> <p>〇〇(消費)生活協同組合定款</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条-第5条) 第2章 組合員及び出資金(第6条-第19条) 第3章 役員(第20条-第44条) 第4章 (総代会及び)総会(第45条-第60条) 第5章 事業の執行(第61条-第62条) 第6章 会計(第63条-第75条) 第7章 解散(第76条-第77条) 第8章 雑則(第78条-第80条) 附則</p>	<p>厚生省発社授発第4号 平成12年1月7日 一部改正厚生労働省発社授第1216003号 平成14年12月16日 一部改正厚生労働省発社授第0331017号 平成18年3月31日 一部改正厚生労働省発社授第0501001号 平成18年5月1日</p> <p>消費生活協同組合模範定款例</p> <p>〇〇(消費)生活協同組合定款</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条-第5条) 第2章 組合員及び出資金(第6条-第19条) 第3章 役員(第20条-第43条) 第4章 (総代会及び)総会(第44条-第57条) 第5章 事業の執行(第58条-第59条) 第6章 財務(第60条-第72条) 第7章 解散(第73条-第75条) 第8章 雑則(第76条-第78条) 附則</p>	

改正案
<p>第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この消費生活協同組合(以下「組合」という。)は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。</p> <p>(名称) 第2条 この組合は、〇〇(消費)^(a)生活協同組合という。 (注)組合の名称として「消費生活」という文字を使用する組合にあっては「消費生活協同組合」と、「消費生活」という文字でなく「生活」という文字を使用する組合にあっては「生活協同組合」と規定するものである。</p> <p>(事業) 第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。^(a) (1) 組合員の生活に必要な物資を購入し(、これに加工し又は生産し)て組合員に供給する事業 (2) 組合員の生活に有用な協同施設(第5号及び第6号に掲げるものを除く。)を設置し、組合員に利用させる事業 (3) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業 (4) 組合員の生活の共済を図る事業^{(a)2} (5) 組合員に対する医療に関する事業^{(a)3} <u>(6) 高齢者、障害者等の福祉に関する事業であって組合員に利用させるもの。</u>^{(a)3}</p>

現行
<p>第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この消費生活協同組合(以下「組合」という。)は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。</p> <p>(名称) 第2条 この組合は、〇〇(消費)^(a)生活協同組合という。 (注)組合の名称として「消費生活」という文字を使用する組合にあっては「消費生活協同組合」と、「消費生活」という文字でなく「生活」という文字を使用する組合にあっては「生活協同組合」と規定するものである。</p> <p>(事業) 第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。^(a) (1) 組合員の生活に必要な物資を購入し(、これに加工し又は生産し)て組合員に供給する事業 (2) 組合員の生活に有用な協同施設(第5号に掲げるものを除く。)を設置し、組合員に利用させる事業 (3) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業 (4) 組合員の生活の共済を図る事業^{(a)2} (5) 組合員の保健医療の向上及び福祉の増進を図る事業^{(a)2}</p>

改正生協法第10条

(7) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業^(a)。

(8) 前各号の事業に附帯する事業^(a)、^{(a)5}

(注) 1 本条中第1号から第6号までは、現に組合が行っているもの及び行おうとしている事業を規定するものである。

(注) 2 共済事業の受託事業のみを行う組合においても本号を規定し、第66条に「第3条第4号に規定する組合員の生活の共済を図る事業は、〇〇生活協同組合連合会が行う〇〇共済事業の受託共済事業とする。」というように規定するものである。また、本号の事業のうち、共済事業（法第10条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）又は受託共済事業（法第10条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を行う組合で保険代理に関する事業を行う場合には別号として「保険代理に関する事業」と規定する必要がある。

(注) 3 本号に規定する事業のうち、事業の実施に当たり行政庁の指定、委託又は許可を受ける必要がある等行政庁の関与する側面が強い事業については、行政庁関係部局と十分打ち合わせを行うことが必要とされるものである。

(注) 4 本事業は、法第51条の4第4項に規定するように、毎事業年度における剰余金の一部を翌事業年度のこのための費用として支出するために繰り越さなければならないものとされていることから、組合として必ず行わなければならない事業であるので、必ず規定

(6) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業^(a)。

(7) 前各号の事業に附帯する事業^(a)。

(注) 1 本条中第1号から第5号までは、現に組合が行っているもの及び行おうとしている事業を規定するものである。

(注) 2 共済事業の受託事業のみを行う組合においても本号を規定し、第59条に「第3条第4号に規定する組合員の生活の共済を図る事業は、〇〇生活協同組合連合会が行う〇〇共済事業の受託共済事業とする。」というように規定するものである。

(注) 3 本条中第5号は、法第10条第1項第2号に基づく事業であるが、本号事業を現に行い及び行おうとしている組合は、第2号から明確に区分し、本号のように規定するものである。

なお、本号に規定する事業のうち、事業の実施に当たり行政庁の指定、委託又は許可を受ける必要がある等行政庁の関与する側面が強い事業については、行政庁関係部局と十分打ち合わせを行うことが必要とされるものである。

(注) 4 本事業は、法第51条第4項に規定するように、毎事業年度における剰余金の一部を翌事業年度のこのための費用として支出するために繰り越さなければならないものとされていることから、組合として必ず行わなければならない事業であるので、必ず規定す

削除

定する必要がある。

(注) 5 本事業は、組合の事業執行の円滑化のため、できる限り規定すべきものである。

(区域)

第4条 この組合の区域は、〇〇の地（職）^(a)域とする。

(注) 地域により組合の区域を規定する場合は、「この組合の区域は、東京都千代田区の地域とする。」又は「この組合の区域は、神奈川県小田原市及び足柄下郡箱根町の地域とする。」というように規定し、職域により組合の区域を規定する場合は、「この組合の区域は、日本産業株式会社、日本産業労働組合、日本産業健康保険組合及び日本産業生活協同組合の職域とする。」又は「日生工業株式会社、日生サービス株式会社及び日生商事株式会社の職域とする。」というように規定するものである。

(事務所の所在地)

第5条 この組合は、事務所を〇〇都（道府県）〇〇市（区町村）に置く。

(事務所の所在地)

(第5条 この組合は、主たる事務所を〇〇都（道府県）〇〇市（区町村）に、従たる事務所を〇〇都（道府県）〇〇市（区町村）に置く。）^(a)

(注) 従たる事務所を設ける組合にあっては、括弧書の例により本条を規定するものである。

る必要がある。

(注) 5 本事業は、組合の事業執行の円滑化のため、できる限り規定すべきものである。

(区域)

第4条 この組合の区域は、〇〇の地（職）^(a)域とする。

(注) 地域により組合の区域を規定する場合は、「この組合の区域は、東京都千代田区の地域とする。」又は「この組合の区域は、神奈川県小田原市及び足柄下郡箱根町の地域とする。」というように規定し、職域により組合の区域を規定する場合は、「この組合の区域は、日本産業株式会社、日本産業労働組合、日本産業健康保険組合及び日本産業生活協同組合の職域とする。」又は「日生工業株式会社、日生サービス株式会社及び日生商事株式会社の職域とする。」というように規定するものである。

(事務所の所在地)

第5条 この組合は、事務所を〇〇都（道府県）〇〇市（区町村）に置く。

(事務所の所在地)

第5条 この組合は、主たる事務所を〇〇都（道府県）〇〇市（区町村）に、従たる事務所を〇〇都（道府県）〇〇市（区町村）に置く。^(a)

(注) 従たる事務所を設ける組合にあっては、括弧書の例により本条を規定するものである。

法第5条

(組合員の資格)

第6条 この組合の区域内に住所を有する(区域内に勤務する)^(a)者、この組合の組合員となることができる。

2 この組合の区域内に勤務地を有する(区域の付近に住所を有する者又は当該区域内に勤務していた)^(a)者でこの組合の事業(施設)^(a)2を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

(注) 1 地域組合にあつては、本条第1項を「住所を有する者」、第2項を「区域内に勤務地を有する者」と、職域組合にあつては、本条第1項を「区域内に勤務する者」、第2項を「区域の付近に住所を有する者又は当該区域内に勤務していた者」と規定するものである。なお、職域組合のうち、法令で定める学校を職域とするもので当該学校の学生を組合員とする場合には、第1項の括弧書きを「区域内に勤務又は通学する者」と規定するものである。

(注) 2 ここに規定する「施設」は、利用事業における協同施設という意味でなく、組合の事業全般を含めた意味であるが、「施設」という文字が適当でないと認められる場合は、「事業」と規定するものである。

(組合員の資格)

第6条 この組合の区域内に住所を有する(区域内に勤務する)^(a)者、この組合の組合員となることができる。

2 この組合の区域内に勤務地を有する(区域の付近に住所を有する)^(a)者でこの組合の事業(施設)^(a)2を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

(注) 1 地域組合にあつては、本条第1項を「住所を有する者」、第2項を「区域内に勤務地を有する者」と、職域組合にあつては、本条第1項を「区域内に勤務する者」、第2項を「区域の付近に住所を有する者」と規定するものである。

(注) 2 ここに規定する「施設」は、利用事業における協同施設という意味でなく、組合の事業全般を含めた意味であるが、「施設」という文字が適当でないと認められる場合は、「事業」と規定するものである。

法第14条

(加入の申込み)

第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額(出資第1回の払込み金額)^(a)を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、前項の申込みを拒んではならな

(加入の申込み)

第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額(出資第1回の払込み金額)^(a)を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、前項の申込みを拒んではならな

い。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。

3 この組合は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。

4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第1項の申込みを受理したときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(注) 組合加入者の組合に対する出資を第16条の規定により、全額一時払込みとしている組合にあつては、「出資金額」とし、分割払込みとしている組合にあつては、「出資第1回の払込み金額」と規定するものである。

い。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。

3 この組合は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。

4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第1項の申込みを受理したときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(注) 組合加入者の組合に対する出資を第16条の規定により、全額一時払込みとしている組合にあつては、「出資金額」とし、分割払込みとしている組合にあつては、「出資第1回の払込み金額」と規定するものである。

(加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、理事会において前項の申請を承認^(a)したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金(出資第1回の払込み金)^(a)2の払込みをしなければならない。

4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金(出資第1回の払込み金)^(a)2の払込みをしたときに組合員となる。

(加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、理事会において前項の申請を承認^(a)したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金(出資第1回の払込み金)^(a)2の払込みをしなければならない。

4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金(出資第1回の払込み金)^(a)2の払込みをしたときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(注) 1 理事会で個別に承認するという方法ではなく、あらかじめ理事会等で組合加入の承認に関する基準を作成し、その基準に適合する者については、承認されたものとして取り扱い、理事会に事後報告する等の適切と認められる方法を探っても差し支えない。

(注) 2 第7条(注)を参照のこと。

(届出の義務)

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならぬ。

(自由脱退)

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日^(a)前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

(注) 法第19条第2項の規定により、90日以上1年以内の日数ならば任意に定めて差し支えないが、あまり長期間にわたることは脱退の自由の原則からみて望ましくなく、一般的には90日位が適当であろう。

(法定脱退)

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

(除名)

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(注) 1 理事会で個別に承認するという方法ではなく、あらかじめ理事会等で組合加入の承認に関する基準を作成し、その基準に適合する者については、承認されたものとして取り扱い、理事会に事後報告する等の適切と認められる方法を探っても差し支えない。

(注) 2 第7条(注)を参照のこと。

(届出の義務)

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならぬ。

(自由脱退)

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日^(a)前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

(注) 法第19条第2項の規定により、90日以上1年以内の日数ならば任意に定めて差し支えないが、あまり長期間にわたることは脱退の自由の原則からみて望ましくなく、一般的には90日位が適当であろう。

(法定脱退)

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

(除名)

第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総(代)^(a)の議決によって、除名することができる。

- (1) 1年間^(a)この組合の事業(施設)を利用しないとき。
- (2) 出資の払込み(過怠金の納付、供給物資の代金又は利用料の支払)を怠り^(a)、催告を受けてもその義務を履行しないとき。
- (3) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。

2 前項の場合において、この組合は、総(代)^(a)の会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総(代)^(a)の会において弁明する機会を与えなければならない。

3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(注) 1 総代を置いている組合にあつては「総代会」と、総代を置いていない組合にあつては「総会」と規定するものである。

(注) 2 「1年間」は、組合の実情に応じて適当な年数を規定すればよいが、物資の供給事業を主とする組合ではおおむね1年とするのが適当であろう。なお、医療事業、共済事業又は住宅事業等を行う組合についても、組合の事業を長期間利用しないいわゆる睡眠組合員を無期限に放置しておくことは組合の事務処理上からも望ましくないもので、このような場合を予想し、この規定は置くべきである。

(注) 3 「出資の払込み(過怠金の納付、供給物資の代金又は利用料の支払)を怠り」は、組合員としての組合に対する義務の懈怠を掲げたものであつて、それぞれの組合が組

第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総(代)^(a)の議決によって、除名することができる。

- (1) 1年間^(a)この組合の事業(施設)を利用しないとき。
- (2) 出資の払込み(過怠金の納付、供給物資の代金又は利用料の支払)を怠り^(a)、催告を受けてもその義務を履行しないとき。
- (3) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。

2 前項の場合において、この組合は、総(代)^(a)の会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総(代)^(a)の会において弁明する機会を与えなければならない。

3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(注) 1 総代を置いている組合にあつては「総代会」と、総代を置いていない組合にあつては「総会」と規定するものである。

(注) 2 「1年間」は、組合の実情に応じて適当な年数を規定すればよいが、物資の供給事業を主とする組合ではおおむね1年とするのが適当であろう。なお、医療事業、共済事業又は住宅事業等を行う組合についても、組合の事業を長期間利用しないいわゆる睡眠組合員を無期限に放置しておくことは組合の事務処理上からも望ましくないもので、このような場合を予想し、この規定は置くべきである。

(注) 3 「出資の払込み(過怠金の納付、供給物資の代金又は利用料の支払)を怠り」は、組合員としての組合に対する義務の懈怠を掲げたものであつて、それぞれの組合が組

合員に負わせている具体的な義務の懈怠を、組合の実情によって規定すればよい。例えば、出資金を全額一時払込みにしている組合については、出資金を払い込まなければ、第7条又は第8条の規定により組合員になれないことから、「出資の払込み、過怠金の納付を怠り」は必要でなく、出資金を分割払込みとしている組合であっても第2回以降の出資金の払込みの過怠について過怠金を課す規定を定款上設けていない組合については、「過怠金の納付を怠り」は必要なく、また、生活物資の供給事業を行っていない組合については「供給物資の代金の支払いを怠り」は必要でない等である。

(脱退組合員の払戻し請求権)

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定める(1)と(2)により、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

- (1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額
 - (2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額
- 2 この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。
- 3 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足らないときは、第1項の払戻しを行わない。
- (注) 払戻し請求権の範囲及び払戻し請求方法等は、組合の実情により、払込済出資額に相当する額の範囲内において適宜定めて差し支えない。

合員に負わせている具体的な義務の懈怠を、組合の実情によって規定すればよい。例えば、出資金を全額一時払込みにしている組合については、出資金を払い込まなければ、第7条又は第8条の規定により組合員になれないことから、「出資の払込み、過怠金の納付を怠り」は必要でなく、出資金を分割払込みとしている組合であっても第2回以降の出資金の払込みの過怠について過怠金を課す規定を定款上設けていない組合については、「過怠金の納付を怠り」は必要なく、また、生活物資の供給事業を行っていない組合については「供給物資の代金の支払いを怠り」は必要でない等である。

(脱退組合員の払戻し請求権)

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定める(1)と(2)により、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

- (1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額
 - (2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額
- 2 この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。
- 3 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足らないときは、第1項の払戻しを行わない。
- (注) 払戻し請求権の範囲及び払戻し請求方法等は、組合の実情により、払込済出資額に相当する額の範囲内において適宜定めて差し支えない。

(脱退組合員の払込み義務) (14)

第14条 この組合は、前条第3項の場合において、他の組合員に対するのと同一の条件をもって、その年度内に脱退した組合員にその未払込出資額の全部又は一部の払込みを請求することができる。

(注) 出資の払込みを全額一時払込みとしている組合にあっては、本条は必要ない条文である。

(出資)

第15条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

- 2 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の4分の1(14)とする。
- 3 組合員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。
- 4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

(注) 1 「4分の1」は、法第16条第3項の規定による最高限度であることから、さらにこれを組合の実情により、例えば、「5分の1」あるいは「6分の1」というように制限することは差し支えない。また、組合の実情に合わせて、1組合員の有することのできる出資口数を具体的に〇〇口と規定しても差し支えない。

(注) 2 連合会の会員にあっては、出資口数の限度はないが、実情に応じて定めるものである。

(脱退組合員の払込み義務) (14)

第14条 この組合は、前条第3項の場合において、他の組合員に対するのと同一の条件をもって、その年度内に脱退した組合員にその未払込出資額の全部又は一部の払込みを請求することができる。

(注) 出資の払込みを全額一時払込みとしている組合にあっては、本条は必要ない条文である。

(出資)

第15条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

- 2 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の4分の1(14)とする。
- 3 組合員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。
- 4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

(注) 1 「4分の1」は、法第16条第3項の規定による最高限度(法第10条第1項第1号から第4号までの事業のうちいずれかの事業を行う消費生活協同組合連合会にあっては2分の1)であることから、さらにこれを組合の実情により、例えば、「5分の1」あるいは「6分の1」というように制限することは差し支えない。また、組合の実情に合わせて、1組合員の有することのできる出資口数を具体的に〇〇口と規定しても差し支えない。

法第16条

(注) 3 貸付事業実施組合については、4分の1からさらに制限することが望ましい。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

第16条 出資1口の金額は、〇〇円^(a)とし、全額一時払込みとする。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

(第16条 出資1口の金額は、〇〇円^(a)とし、〇回分割払込みとする。ただし、全額を一時に払い込むことを妨げない。

2 出資第1回の払込み金額は、1口につき〇〇円^(a)とする。

3 出資第2回以降の払込みは、出資第1回の払込みの日の属する月から〇箇月経過する月^(a)の末日までに、1口につき〇〇円^(a)を払い込むものとする。)^{(a)2}

(注) 1 出資1口の金額は、組合の経営的基礎の確立及び組合員の負担可能程度を勘案し、適切な額を定めるべきである。なお、組合に対する出資は、通常の場合は金銭に限られているが、法第26条第1項第19号に規定するように、現物出資することも認めている。この場合には、法第26条第1項第19号の規定により、定款において現物出資者の氏名、その目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を記載しておくことが必要である。この現物出資は、組合の事業の基礎ともなるので、出資第1回の払込期日に、出資の目的たる財産の全部を組合に給付しなければならない(法第60条第3項)。

(注) 2 出資金について分割払込制度を探っている組合にあつては、この括弧書の例により規定するものである。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

第16条 出資1口の金額は、〇〇円^(a)とし、全額一時払込みとする。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

(第16条 出資1口の金額は、〇〇円^(a)とし、〇回分割払込みとする。ただし、全額を一時に払い込むことを妨げない。

2 出資第1回の払込み金額は、1口につき〇〇円^(a)とする。

3 出資第2回以降の払込みは、出資第1回の払込みの日の属する月から〇箇月経過する月^(a)の末日までに、1口につき〇〇円^(a)を払い込むものとする。)^{(a)2}

(注) 1 出資1口の金額は、組合の経営的基礎の確立及び組合員の負担可能程度を勘案し、適切な額を定めるべきである。なお、組合に対する出資は、通常の場合は金銭に限られているが、法第26条第1項第19号に規定するように、現物出資することも認めている。この場合には、法第26条第1項第19号の規定により、定款において現物出資者の氏名、その目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を記載しておくことが必要である。この現物出資は、組合の事業の基礎ともなるので、出資第1回の払込期日に、出資の目的たる財産の全部を組合に給付しなければならない(法第60条第3項)。

(注) 2 出資金について分割払込制度を探っている組合にあつては、この括弧書の例により規定するものである。

(注) 3 分割払込みの場合の出資第1回の払込金額は、組合が事業を行うに必要な経営的基礎をできるだけ早く確立するという点からみて、第2回以降の払込金額より多くすべきである。なお、その額は、定額としてもよいし、余裕のある組合員からはできれば定額以上に払い込んでもらうということで「〇〇円以上」としてもよい。

(注) 4 何箇月毎に第2回以降の出資金を払い込ませるか、組合の実情により、適宜定めればよいが、あまり長期にわたることは望ましくない。

(注) 5 第2回以降の払込金額の最低限度額は、出資1口の金額から出資第1回払込みの最低限度額を控除した残額を第2回以降何回で払い込ませるかによって均等に分割した額とすべきであろう。なお、(注) 3なお書を参照のこと。

(過怠金)^(a)

第17条 この組合は、組合員が出資の払込みを怠ったときは、その組合員に対して、払込みを怠った出資金額の1,000分の1^(a)に相当する額に、払込み期日の翌日から払込みの完了する日の前日までの日数を乗じて得た額に相当する額の過怠金を課することができる。

2 この組合は、組合員が出資の払込みを怠ったことにつき、理事会においてやむを得ない事情があると認めるときは、その組合員に対する過怠金の全部又は一部を免除することができる。

(注) 1 本条は、出資の払込みを怠った組合員に対して過怠金を課することとしている組合にあつては必ず設けなければならない規定で、定款の規定なくして組合員に過怠金を課することは許されない(法第26条第1項第

(注) 3 分割払込みの場合の出資第1回の払込金額は、組合が事業を行うに必要な経営的基礎をできるだけ早く確立するという点からみて、第2回以降の払込金額より多くすべきである。なお、その額は、定額としてもよいし、余裕のある組合員からはできれば定額以上に払い込んでもらうということで「〇〇円以上」としてもよい。

(注) 4 何箇月毎に第2回以降の出資金を払い込ませるか、組合の実情により、適宜定めればよいが、あまり長期にわたることは望ましくない。

(注) 5 第2回以降の払込金額の最低限度額は、出資1口の金額から出資第1回払込みの最低限度額を控除した残額を第2回以降何回で払い込ませるかによって均等に分割した額とすべきであろう。なお、(注) 3なお書を参照のこと。

(過怠金)^(a)

第17条 この組合は、組合員が出資の払込みを怠ったときは、その組合員に対して、払込みを怠った出資金額の1,000分の1^(a)に相当する額に、払込み期日の翌日から払込みの完了する日の前日までの日数を乗じて得た額に相当する額の過怠金を課することができる。

2 この組合は、組合員が出資の払込みを怠ったことにつき、理事会においてやむを得ない事情があると認めるときは、その組合員に対する過怠金の全部又は一部を免除することができる。

(注) 1 本条は、出資の払込みを怠った組合員に対して過怠金を課することとしている組合にあつては必ず設けなければならない規定で、定款の規定なくして組合員に過怠金を課することは許されない(法第26条第1項第

11号)。なお、出資金を全額一時払込みとしている組合については、出資の払込みがなければ組合員資格そのものを与えないとしている(第7条及び第8条参照)ことから、定款上本条を設ける必要はない。

(注)2 過怠金の額は、払込みを怠った出資金額を基準として定めればよく、おおむね例示した程度が適当であろう。

(出資口数の増加)

第18条 組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

(出資口数の減少)

第19条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日^(a)前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

2 組合員は、その出資口数が第15条第2項に規定する限度^(a)を超えたときは、その限度^(a)以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。

3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に應ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

4 第13条第3項及び第14条^(a)の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

(注)1 第10条(注)を参照のこと。な

お、本条に規定する日数は、第10条に規定する日数と同じ日数とすべきである。

(注)2 第15条(注)を参照のこと。

(注)3 第14条を規定しない組合にあって

11号)。なお、出資金を全額一時払込みとしている組合については、出資の払込みがなければ組合員資格そのものを与えないとしている(第7条及び第8条参照)ことから、定款上本条を設ける必要はない。

(注)2 過怠金の額は、払込みを怠った出資金額を基準として定めればよく、おおむね例示した程度が適当であろう。

(出資口数の増加)

第18条 組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

(出資口数の減少)

第19条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日^(a)前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

2 組合員は、その出資口数が組合員の総出資口数の4分の1^(a)を超えたときは、4分の1^(a)以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。

3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に應ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

4 第14条の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。^(a)

(注)1 第10条(注)を参照のこと。な

お、本条に規定する日数は、第10条に規定する日数と同じ日数とすべきである。

(注)2 第15条(注)を参照のこと。な

お、本条に規定する数は、第15条第2項に規定する数と同じ数でなければならない。

(注)3 第14条を規定しない組合にあって

削除

は、削除するものである。

第3章 役職員

(役員)

第20条 この組合に次の役員を置く。

(1) 理事 ○^(a)2人以上 ○人以内^(a)

(2) 監事 ○^(a)2人以上 ○人以内^(a)

(役員)

(第20条 この組合に、役員として理事○^(a)2人、及び監事○^(a)2人を置く。^(a))

(注)1 役員の数数を定款上確定数とする組合にあっては、括弧書の例により規定するものである。

(注)2 法第27条第2項の規定により、理事の定数は5人以上、監事の定数は2人以上でなければならないが、組合の具体的な定数は法定数以上の範囲において、組合の規模及び事業内容とあわせて、役員の数化による権力集中の弊害、逆に役員の数化による組合運営上の支障等を充分見極めた上で定めるべきである。

(注)3 役員の数に幅を持たせて規定する場合、その幅はできるだけ狭くすべきであって、せいぜい5人程度の幅にとどめるべきである。

(役員選挙)^(a)

第21条 役員は、役員選挙規約の定めるところにより、総(代)^(a)会において選挙する。

2 理事は、組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内^(a)のものを、組合員以外の者のう

は、この規定は削除するものである。

第3章 役職員

(役員)

第20条 この組合に次の役員を置く。

(1) 理事 ○^(a)2人以上 ○人以内^(a)

(2) 監事 ○^(a)2人以上 ○人以内^(a)

(役員)

(第20条 この組合に、役員として理事○^(a)2人、及び監事○^(a)2人を置く。^(a))

(注)1 役員の数数を定款上確定数とする組合にあっては、括弧書の例により規定するものである。

(注)2 法第27条第2項の規定により、理事の定数は5人以上、監事の定数は2人以上でなければならないが、組合の具体的な定数は法定数以上の範囲において、組合の規模及び事業内容とあわせて、役員の数化による権力集中の弊害、逆に役員の数化による組合運営上の支障等を充分見極めた上で定めるべきである。

(注)3 役員の数に幅を持たせて規定する場合、その幅はできるだけ狭くすべきであって、せいぜい5人程度の幅にとどめるべきである。

(役員選挙)^(a)

第21条 役員は、役員選挙規約の定めるところにより、(総(代)^(a)会において)^(a)組合員のうちから選挙する。

2 特別の理由があるときは、理事の定数の5分の1以内^(a)のものを、組合員以外の者のうちから選挙することができる。

法第27条

法第28条

ちから選挙することができる。

3 監事のうち1人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の会員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前5年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与、執行役員若しくは使用人でなかつたものとする。なお、監事の互選をもつて常勤の監事を定めるものとする。(註)4

4 役員選挙は、無記名投票によつて行ひ、投票は、1人につき1票とする。

(注) 1 役員となる要件については、規約をもつて定め、総(代)会の議決を経るものである。

(注) 2 第12条(注)1を参照のこと。

(注) 3 組合員以外のいわゆる員外理事をどの程度認めるかは、組合員自らによる経営の要求と、適任者による経営の要求とを比較考

(注) 1 役員となる要件については、規約をもつて定め、総(代)会の議決を経るものである。

(注) 2 役員選挙は、民主的な方法によるべきであつて、この点からすれば役員は組合の最高議決機関である総(代)会において組合員の総意を反映して直接選ばれることが望ましく、かかる組合にあつては、括弧書のように規定するものである。しかし、組合員数が膨大な数で、その区域が全国にまたがっているような組合にあつては、役員としての適任者の選任を総(代)会において決めることは事実上困難であるのみならず、逆に混乱を来たす結果になりかねないことから、地区毎に選挙区を設けて役員選挙を行う組合にあつては括弧書を除いて規定することが望ましい。なお、組合設立当時の役員は、すべて創立総会において、組合員にならうとする者又は会員にならうとする法人の役員のうちから選挙されなければならないものである(法第28条第1項ただし書)。

(注) 3 第12条(注)1を参照のこと。

(注) 4 組合員以外のいわゆる員外理事をどの程度認めるかは、組合員自らによる経営の要求と、適任者による経営の要求とを比較考

削除

慮し、各組合の実情により定めるべきであり、「3分の1以内」というのは法第28条第3項に規定する最高限度であるから、さらにこれを例えば「6分の1以内」又は「8分の1以内」というように厳しく限定することは差し支えない。また、員外理事を設置しない組合については、本規定を設けなくてもよい。ただし、外部からの幅広い専門的見地を確保する観点から設置することが望ましい。

(注) 4 負債総額200億円超の組合については、本規定を設けなければならない。また、員外監事を設置しない組合においては、本規定を設けなくてもよい。ただし、負債総額200億円を超えない組合についても設置することが望ましい。

(役員選任)(註)1

第〇〇条 役員は、役員選任規約の定めるところにより、総(代)会において選任する。

2 理事は、組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内のものを、組合員以外の者のうちから選任することができる。

3 監事のうち1人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の会員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前5年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与、執行役員若しくは使用人でなかつたものとする。なお、監事の互選をもつて常勤の監事を定めることとする。

4 理事は、監事の選任に関する議案を総(代)会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

(注) 1 役員選任については、選挙による

慮し、各組合の実情により定めるべきであり、「5分の1以内」というのは法第28条第2項に規定する最高限度であるから、さらにこれを例えば「6分の1以内」又は「8分の1以内」というように厳しく限定することは差し支えなく、また、員外理事を認めない組合については、本規定を設けなくてもよい。

会社法第343条第1項

こと」が原則であるが、選任の方法をとる場合は本規定を設けるものである。

(注) 2 第12条(注)1を参照のこと。

(役員の補充)

第22条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者^{(注)1}が欠けたときは、役員選挙(選任)^{(注)2}規約の定めるところにより、3箇月以内^{(注)3}に補充しなければならない。

(注) 1 「5分の1を超える者」というのは、法第29条の規定による最高限度であるから、さらにこれを例えば「6分の1を超える者」、「10分の1を超える者」というように少数にすることは差し支えない。

(注) 2 役員を選出について、選任の方法をとる場合は、「役員選任規約」と規定するものである。

(注) 3 「3箇月以内」というのは、法第29条の規定による最高期限であるから、さらにこれを例えば「1箇月以内」、「20日以内」というように短期間にするには差し支えない。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、○^{(注)1}年、監事の任期は、○^{(注)2}年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間^{(注)3}とする。

3 役員の任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総(代)^{(注)4}会の終了のときと異なるときは、第1項の規定にかかわらず、その総(代)^{(注)5}会の終了のときまでとする。

4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した

(役員の補充)

第22条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者^{(注)1}が欠けたときは、役員選挙規約の定めるところにより、1箇月以内^{(注)2}に補充しなければならない。

(注) 1 「5分の1を超える者」というのは、法第29条の規定による最高限度であるから、さらにこれを例えば「6分の1を超える者」、「10分の1を超える者」というように少数にすることは差し支えない。

(注) 2 「1箇月以内」というのは、法第29条の規定による最高期限であるから、さらにこれを例えば「20日以内」、「10日以内」というように短期間にするには差し支えない。

(役員の任期)

第23条 役員^{(注)1}の任期は、2^{(注)2}年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3^{(注)3} 役員の任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総(代)^{(注)4}会の終了のときと異なるときは、第1項の規定にかかわらず、その総(代)^{(注)5}会の終了のときまでとする。

4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した

法第29条

法第30条

場合において、役員の数とその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

(注) 1 法第30条第1項及び2項において理事の任期は、「2年以内において定款で定める期間」、監事の任期は、「4年以内において定款で定める期間」と規定されているのであるから、その範囲内においては適宜役員の任期を定めて差し支えない。

(注) 2 組合の実情に応じて「補充した総(代)会の日において現に在任する役員^{(注)1}の任期が終了するときまで」と規定することもできるものである。

(注) 3 第12条(注)1を参照のこと。

場合において、役員の数とその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての職務を行うものとする^{(注)4}。ただし、退任した役員^{(注)5}の数が定数を欠く数を超える場合には、退任した役員^{(注)6}の互選により、職務を延長すべき者を選任することができる^{(注)7}。

(注) 1 法第30条第1項ただし書において役員^{(注)1}の任期は、「定款で3年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。」と規定されているのであるから、その範囲内においては適宜役員^{(注)2}の任期を定めて差し支えないが、通常は2年とすることが適当であろう。役員^{(注)3}の任期を3年と規定した場合には、3年を超えた任期は法律上許されないもので、第3項で、第1項に規定する任期を一定時まで伸長するようなことを規定することはできないものである。また、役員^{(注)4}の任期を3年としてその役員^{(注)5}が総(代)会^{(注)6}で選挙されるような場合には、就任のときの総(代)会^{(注)7}の終了時から数えて3年目の総(代)会^{(注)8}の終了時が、役員^{(注)9}就任時に相当するときより遅れると、その遅れた期間任期のある役員^{(注)10}を全く欠くという組合運営上望ましくない状態が生ずることとなるから、役員^{(注)11}の任期を定款で3年と規定することは、できるだけ避けるべきであろう。

(注) 2 本項は、役員選挙を総(代)会^{(注)1}において行うこととしている組合における役員^{(注)2}任期の短縮又は延長の規定であるから、役員^{(注)3}選挙を総(代)会^{(注)4}において行うこととしていない組合^{(注)5}にあつては、規定しないものである。

(注) 3 第12条(注)1を参照のこと。

(注) 4 本項の後任者が就任するまでの間の役員^{(注)1}は、引き続き善良なる管理者^{(注)2}の注意をも

削除

削除

削除

<p>(役員兼職禁止) 第24条 監事は、次の者と兼てはならない。 (1) 組合の理事又は使用人 (2) 組合の子会社の取締役又は使用人</p>	<p>って職務を行うものである。 (注)5 役員の一部が補充されたが未だ役員定数の最低数を欠いているという状況においては、前任者全員の職務が延長されるという解釈になるが、本項ただし書のように規定し、退任する役員の場合により職務延長の責務を負う者を決め、実務上の煩雑さを回避し、役員交代を円滑に行うものである。 (役員兼職禁止) 第24条 監事は、次の者と兼てはならない。 (1) 組合の理事又は使用人 (2) 組合の子会社の取締役又は使用人</p>	<p>削除 法第31条</p>
<p>(役員責任) 第25条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総(代)⁽²⁾会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。 2 役員は、その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。 3 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。 4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。</p>	<p>(役員責任) 第25条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約及び総(代)⁽²⁾会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。 2 理事又は監事がその任務を怠り、この組合に損害を与えた場合は、その理事又は監事は、それぞれこの組合に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。 3 理事が、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は欠損金処理案及び附属明細書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたとき並びに監事が監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をしたときであつてこの組合に損害を与えた場合も前項と同様とする。ただし、理事又は監事がその記載、登記若しくは公告をしたことについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。 4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。</p>	<p>法第30条の3 法第31条の3第1項 法第31条の3第2項 法第31条の3第3項</p>
<p>5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として、総(代)会の決議によつて免除することができる。 6 前項の場合には、理事は、同項の総(代)⁽²⁾会において次に掲げる事項を開示しなければならない。 (1) 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額 (2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠 (3) 責任を免除すべき理由及び免除額 7 理事は、第2項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総(代)⁽²⁾会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。 8 第5項の決議があつた場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金等を与えるときは、総(代)⁽²⁾会の承認を受けなければならない。 9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。 10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。 (1) 理事 次に掲げる行為 イ 法第31条の7第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記</p>	<p>ば、免除することができない。 5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として、総(代)会の決議によつて免除することができる。 6 前項の場合には、理事は、同項の総(代)⁽²⁾会において次に掲げる事項を開示しなければならない。 (1) 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額 (2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠 (3) 責任を免除すべき理由及び免除額 7 理事は、第2項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総(代)⁽²⁾会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。 8 第5項の決議があつた場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金等を与えるときは、総(代)⁽²⁾会の承認を受けなければならない。 9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。 10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。 (1) 理事 次に掲げる行為 イ 法第31条の7第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記</p>	<p>法第31条の3第4項 法第31条の3第5項 法第31条の3第6項 法第31条の3第7項 法第31条の4第1項 法第31条の4第2項</p>

録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

(2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

11 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(注) 第12条(注)1を参照のこと。

(理事の自己契約等)

第26条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認(第1項)を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき。

(2) この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

(3) 理事が自己又は第三者のために組合の事業の部類に属する取引を行うとき。

2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。(第2項)

(注) 1 理事会の承認に当たっては、当該理事は第34条第2項の特別の利害関係を有する理事として議決権行使を排除されるものである。

(注) 2 当該報告は、理事会が、実際になれた取引が承認された範囲に属するかどうかやその理事に忠実義務違反がないかどうかを判断し、組合に損害が生じる可能性があるときは、それに対する措置を講じる機会を与え

4 監事が、前2項の規定により、この組合に対して損害賠償の責めに任ずべき場合において、理事もその責めに任ずべきときは、その監事及び理事は、これを連帯債務者とする。

(注) 第12条(注)1を参照のこと。

法第31条の5

法31条の2

るために行われるものである。

(役員の解任)

第27条 組合員は、総組合員の5分の1(第1項)以上の連署をもって、役員の解任を請求することができるものとし、その請求につき総(代)(第2項)において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出してしなければならない。

3 理事長(第1項)は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総(代)(第2項)の議に付し、かつ、総(代)(第2項)の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総(代)(第2項)において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総(代)(第2項)会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総(代)(第2項)会招集の手続をしないときは、監事は、総(代)(第2項)会を招集しなければならない。

(注) 1 5分の1を下回る割合を定めることができる。

(注) 2 第12条(注)1を参照のこと。

(注) 3 組合の実情に応じて、「理事長」以外の理事の中から定めても差し支えない。

(役員の報酬)(第1項)

(役員の解任)

第26条 役員は、組合員(総代)(第1項)の5分の1以上の請求により、任期中でも総(代)(第1項)会において解任することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出してしなければならない。

3 この組合は、前項の規定による書面の提出があったときは、総(代)(第1項)会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総(代)(第1項)会において弁明する機会を与えなければならない。

(注) 総代を置いている組合にあつては「総代」及び「総代会」と、総代を置いていない組合にあつては「組合員」及び「総会」と規定するものである。

(役員の報酬)(第1項)

法第33条

第28条 理事及び監事に対する報酬は、総（代）^{(注)1}の議決をもって定める。この場合において、総（代）^{(注)2}会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

2 監事は、総（代）^{(注)3}会において、監事の報酬について意見を述べることができる。

3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(注)1 役員の報酬の額の決定は、必ずしも個々の役員ごとに総（代）会の議決を経る必要はなく、理事会の議決を経た規則に基づく算出方法により、理事全員分及び監事全員の報酬の最高限度額又は総額を、区分して算出し、総（代）会の議決を経るものである。

(注)2 第12条（注）1を参照のこと。

第27条 理事及び監事に対する報酬は、総（代）^{(注)1}の議決をもって定める。

2 前項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(注)1 役員の報酬の額の決定は、必ずしも個々の役員ごとに総（代）会の議決を経る必要はなく、理事会の議決を経た規則に基づく算出方法により、理事全員分及び監事全員の報酬の最高限度額又は総額を、それぞれまとめて算出し、総（代）会の議決を経るものである。

(注)2 第12条（注）1を参照のこと。

会社法第361条、第387条

(代表理事)

第29条 理事会は、理事の中からこの組合を代表する理事（以下「代表理事」という。）を選定しなければならない。

2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事長及び専務理事)^{(注)1}

第30条 理事は、理事長1人及び専務理事1人を理事会において互選する。^{(注)2}

(第30条 理事は、理事長1人、専務理事1人及び常務理事〇人以上〇人以内を理事会において互選する。)^{(注)3}

2 理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を統括する。

3 専務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長に事故あるときは、その職

(理事長及び専務理事)

第28条 理事は、理事長1人及び専務理事1人を理事会において互選する。^{(注)1}

(第28条 理事は、理事長1人、専務理事1人及び常務理事〇人以上〇人以内を理事会において互選する。)

2 理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を統括し、この組合を代表する。

3 専務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長に事故あるときは、その職

法第30条の9

務を代行する。

4 理事は、理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

(注)1 業務執行機関の組織の内容及び呼称については、各組合の規模及び事業内容等の実情によって定めるべきである。

(注)2 理事の決裁権限については、決裁規程を定め、責任体制を明確にするとともに、理事会の議決を経ておくべきものである。

(注)3 「常務理事」を置く組合にあっては、常務理事の人数を組合の規模、事業等に応じて具体的に定めた上で、括弧書のように規定し、職務については、「常務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務の執行を分担し、理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事長の定めた順序に従ってその職務を代行する。」というように規定するものである。

(理事会)

第31条 理事会は、理事をもって組織する。

2 理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職

務を代行する。

4 理事は、理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

(注) 組合においては、それぞれの理事が組合を代表する権限を有する執行機関であるが（民法第53条）、組合運営の実際の立場からすれば、その業務執行に統一と秩序を持たせるためには、業務執行の機関を組織化し、その責任体制を定款上明確にする必要があることは当然であるといえよう。

この業務執行機関の組織の内容及び呼称については、各組合の規模及び事業内容等の実情によって定めるべきであり、「副理事長」制を採ることも、「専務理事」のほか何人かの「常務理事」を置くことも、また「理事長」を「組合長」と呼称することも差し支えない。また、各理事の担当については、理事会において定め、組合員に周知することが必要であり、各理事の決裁権限については、決裁規程を定め、責任体制を明確にするとともに、理事会の議決を経ておくべきものである。なお、「常務理事」を置く組合にあっては、常務理事の人数を組合の規模、事業等に応じて具体的に定めた上で、括弧書のように規定するものである。また、その職務については、「常務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務の執行を分担し、理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事長の定めた順序に従ってその職務を代行する。」というように規定するものである。

(理事会)

第29条 理事会は、理事をもって組織する。

2 理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職

削除

法第30条の4